

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年三月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

<p>路 線 名</p>	<p>越谷流山線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>越谷市東町二丁目一二七番一地 先から吉川市大字吉川字屋敷付 一五四〇番二五地先まで (ただし、関係図面に表示する部分 に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和三年三月二十六日</p>
<p>備 考</p>	<p>令和三年三月二十六日付け 埼玉県越谷県土整備事務所 長告示第八号における道路 予定区域の一部供用開始で ある。延長四一三・八六メ ートル。</p>